

道路（給水装置）工事時の注意点

- 保安施設写真（保安看板等・交通整理員）の提出
 - ・車両通行止め・片側交互通行・交通整理員の状況が道路工事等協議書と相違ないか、また、安全確保ができていないかを写真管理すること。
- 路床転圧の施工管理写真の提出
 - ・良質土により一層ごとの巻きだし厚20～30cmとし、一層ごとに転圧状況、出来形検測を写真管理すること。
- 路盤転圧の施工管理写真の提出
 - ・10cmを目安とし、一層ごとに転圧状況、出来形検測を写真管理すること。
- 写真の画像や文字について
 - ・写真のピントずれや雨粒で施工写真や黒板の記載文字が見えづらくなることのないように注意すること。
- 側溝下等の推進工法について
 - ・工事申請時に使用する推進工法機材のカタログを添付すること。施工時には推進工法機材の施工状況等の写真管理をすること。
- サドル分水栓による給水管取り出しについて
 - ・サドル分水栓は本管に対して垂直に設置すること。
 - ・取り出し管は道路と宅地の境界まで本管と同深度とするため、上取りは行わないこと。
 - ・他のサドルから30cm以上離すこと。
 - ・本管からの取り出しは直管部からとすること。
 - ・本管がダクタイル鋳鉄管(DIP)の場合、コアを設置すること。
 - ・サドル部分にポリスリーブを設置すること。
 - ・石綿管からの分岐作業をする際、申請時に下記修了証のどちらかを添付すること。
 - (1) 労働安全衛生法による技能講習修了証（石綿作業主任者技能講習）の写し
※2006年4月1以降のもの
 - (2) 特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し
※2006年3月31以前のもの
- 給水管布設について
 - ・本管の占用位置（土被り・離れ）、取り出し管の占用位置（土被り・離れ）及び占用長を写真管理すること。
 - ・管上30cmに埋設明示シートを布設すること。
 - ・他の占用物（給水管・污水管など）から30cm以上離すこと。
 - ・取り出し管は道路と宅地の境界まで本管と同深度とすること。
 - ・宅地内で埋設深を浅くする際、口径30mm以上はエルボを使用し管体に負担がかからないようにすること。
 - ・申請の内容により、量水器より二次側に逆流防止の器具の設置を指示する場合があるため、事前に確認すること。
 - ・原則、止水栓は境界から1.0m以内に設置すること。
 - ・原則、量水器は止水栓から1.0m以内に設置すること。
 - ・量水器・止水栓筐（FCD製、座台付）は市章入りを使用し、検針に支障のない場所に設置すること。
 - ・原則、取り出し管は量水器までポリエチレン二層管とする。

※その他詳細については事前に八街市上下水道課へ確認すること。